

住 所 花巻市星が丘二丁目16番12号

氏 名 株式会社 理水興業

代表取締役 今野 秀實

一般廃棄物処理業許可証

令和7年3月5日 付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、許可します。

令和7年3月5日

九戸村長 大久保 勝彦



1 許 可 番 号 九戸村一般廃棄物処理業 第 15 号

2 取り扱う廃棄物の種類 一般廃棄物

3 許 可 の 種 類 収集及び運搬

4 許 可 期 間 令和7年4月1日から
令和9年3月31日まで

5 収 集 区 域 九戸村全域

6 許 可 の 条 件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し、常に自覚と責任を持って業務にあたり、村の計画及び指示に従うこと。
- (2) 二戸地区広域行政事務組合の処理施設を利用する場合の日時方法等については、施設管理者の指示に従うこと。
- (3) 収集した廃棄物は、衛生的に処理し、不法投棄は絶対にしないこと。
- (4) 依頼者に接するときは、服装、言語及び態度等に留意して、他に不快の念を与えないように心がけること。
- (5) 上記事項、法又は法令に基づく処分に違反する行為をしたときは、この許可を取り消し又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることがある。
- (6) 次の場合は、7日以内に許可証を返納すること。
ア 事業を廃止したとき。
イ 許可を取り消されたとき。